

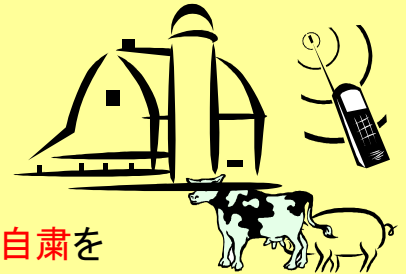
万一、口蹄疫が発生した場合の初動防疫措置

県は、知事を本部長とする対策本部を設置し、家畜保健衛生所が中心となって、市町村、関係団体とともに、発生農場と周辺地域で、初動防疫措置を実施します。

【発生農場】

1 通報の受理、農場への立入

- 家畜保健衛生所は、異常家畜の通報を受理してから、**原則2時間以内に農場に到着**します。
- それまで、**家畜の繋留、部外者の立入禁止、自らの外出自粛**をお願いします。



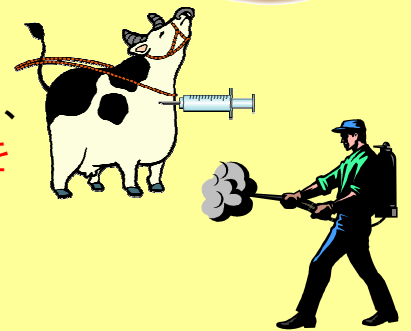
2 口蹄疫の診断

- 家畜保健衛生所は、口蹄疫を診断するため、**臨床検査**を行い、**検査材料を採取**します。
- 診断は、国の機関(東京都)で行います。



3 家畜の殺処分・埋却

- 口蹄疫と診断すると、**家畜の殺処分**を24時間以内に行い、72時間以内に、農場が用意した埋却地に、**死体や汚染物を埋却**します。



4 農場の消毒

- 埋却後、**1週間以上の間隔**をおいて**計3回**実施します。

【周辺地域】

1 移動制限区域等の設置

- **移動制限区域**(発生農場から半径10km以内)、**搬出制限区域**(同10~20km以内)
- 家畜、生乳、排泄物などの移動を制限します。

2 消毒ポイントの設置

- 主要道路に消毒ポイントを設置し、**通行する車両などを消毒**します。

3 周辺地域の調査

- 移動制限区域、搬出制限区域内の農場を対象に、**立入検査、電話聞き取り調査**を行い、周辺地域で**異常がないか調査**します。

4 農場における侵入防止対策

- 農場、車両の消毒、専用の着衣・履物の着用などを**徹底**します。



口蹄疫の侵入防止のため、日頃から、農場の衛生管理に努めましょう。

- 1 農場への部外者の出入りを制限すること
- 2 農場に出入りする者は、農場専用の衣服や長靴を着用し、手指や着衣の消毒を徹底すること
- 3 農場に出入りする車両、管理器材等の消毒を徹底すること
- 4 畜舎内、畜舎周囲の農場内敷地の消毒を徹底すること
- 5 毎日、飼養家畜の健康状態を観察し、異常を認めた場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡すること
- 6 農場への訪問者(氏名、所属、連絡先等)、自らの外出先、消毒の実施状況、飼養家畜の健康状態などについて、飼養管理日誌を記録すること
- 7 家畜や家畜飼養者が参加するイベントの開催に当たっては、主催者は消毒等の防疫措置を徹底すること
- 8 万一、発生に備え、家畜や汚染物品の処分に必要な埋却地を確保すること

【口蹄疫の臨床症状】



【連絡先】 岩手県中央家畜保健衛生所(TEL 019-688-4111)